入 札 説 明 書

「臨港消防署産業廃棄物収集運搬・処理業務委託」の入札については、この入札説明書に定めるもののほか、入札公告、関係法令等に定めるものとします。

１　入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場するときは、一般競争参加資格確認通知書の提示が必要となりますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出してください。）

２　その他必要な事項

（１）入札方法

入札は、所定の入札書（内訳書は徴収しません）をもって行います。

入札書は、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。また、入札を代理人に委任する場合は、入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、押印のうえ提出してください。

（２）再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

（３）添付書類等

ア　仕様書

イ　一般競争入札参加資格確認申請書

ウ　質問書

（③収集運搬＆処分用）

産業廃棄物収集運搬・処分業務 仕様書

（仕様書の範囲）

第１条　この仕様書は、川崎市委託契約約款第１条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集運搬・処分業務について定める。

（発注者の責務）

第２条　発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

（１）産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

（２）通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項

（３）他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

（４）日本産業規格Ｃ０９５０号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

（５）委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項

（６）その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

２　発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

（受注者の遵守事項）

第３条　受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

２　受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分を行うに際し、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないように行わなければならない。

３　受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

（委託する産業廃棄物）

第４条　この契約で発注者が受注者に委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
水成膜泡消火薬剤 （PFOS・PFOA非含有）	１５，６２５（廃液含む）	ｋｇ	

（委託する業務の内容）

第５条　発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の収集運搬・処分業務を受注者に委託する。

（１）産業廃棄物の収集運搬業務の積出地及び運搬先

積出地(発生場所)の 名称及び所在地	
運搬先(最終目的地)の 名称及び所在地	

（２）産業廃棄物の処分を行う受注者の事業場等

事業場（施設）の名称	

事業場の所在地	
処分の方法	
施設の能力	

（3）受注者が行う中間処理産業廃棄物の最終処分の内容

事業場（施設）の名称	
事業場の所在地	
最終処分の方法	
施設の能力	

2　産業廃棄物の収集運搬業務に関し、積替え又は保管の取扱いは次のとおりとする。

（1）受注者は、受託した産業廃棄物の積替え又は保管をしてはならない。ただし、受注者が積替え又は保管を含む収集運搬業の許可を有しており、かつ、発注者の承諾があった場合はこの限りではない。

（2）受注者が積替え又は保管を行う場合は、次の場所において行うものとする。

積替え又は保管の所在地	
保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	

（3）受注者は、積替え又は保管の場所で、この契約に係る産業廃棄物を他の廃棄物と混合してはならない。ただし、当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第６条第１項第３号イに規定する産業廃棄物をいう。）であり、かつ、その混合により当該産業廃棄物の性状に変化が生じない場合で、発注者が承諾をしたときは、この限りではない。

（4）受注者が積替え又は保管の場所で産業廃棄物に混入しているもの（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集（抜取）を行う場合は、発注者の承諾を得なければならない。

（委託代金）

第６条　この契約における委託料は、次のとおりとする。

収集・運搬及び処分に関する種類、数量及び委託料

産業廃棄物の種類	委託料	単位	備　　考
水成膜泡消火薬剤（PFOS・PFOA非含有）		一式	タンク内洗浄含む

2　受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量から計算した金額を、川崎市委託契約約款第１５条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を支払うものとする。

（委託期間）

第７条　業務の委託期間は契約日から令和９年２月２６日とする。

（受注者の事業範囲）

第８条　受注者の事業範囲は次のとおりである。

（1）収集運搬業の許可

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市		
許可番号		

許可の有効期限	年　月　日	年　月　日
事業の区分		
事業の範囲		
許可の条件		
積替保管の可否		

（2）処分業の許可

許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	年　月　日
事業の範囲	
許可の条件	

2　受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者はこれを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、本仕様書に添付する。

（電子情報処理組織及び産業廃棄物管理票の使用）

第９条　発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）又は産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を、別表に定める方法により、使用するものとする。

（業務完了届の提出）

第１０条　受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、又は紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市委託契約約款第１４条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

（契約の解除）

第１１条

発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は川崎市委託契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者及び受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

（委託契約を解除した場合の収集運搬・処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項）

第１２条　川崎市委託契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬及び処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。

2　その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託契約約款による。

（再委託の制限）

第１３条　受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に再委託してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、施行令第６条の１２第１号に基づく書面により、発注者の承諾を得て、施行令第６条の１２に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

（運搬方法）

第１４条　受注者は、契約の履行にあたり、廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成１２年川崎市規則第１２８号。以下「規則」という。）第７９条の３に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に掲げる環境配慮行動項目の実施に努めるものとする。

（１）エコドライブ及び廃棄物の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと

（２）低公害・低燃費車の使用に努めること

（３）規則第７９条の２第２号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと

（その他）

第１５条　その他の取扱いについては、川崎市委託契約約款による。

別表

<table>
<tr><th>１次マニフェスト</th><th>２次マニフェスト</th><th colspan="2">使用の方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">電子マニフェスト</td><td rowspan="2">電子マニフェスト</td><td>発注者</td><td>（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日※以内に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。
（2）発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の収集運搬、処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処理が終了したことを当該通知により確認するものとする。</td></tr>
<tr><td>受注者</td><td>（1）受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日※以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。
（2）受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日※以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。
（3）受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日※以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。
（4）受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電子マニフェスト</td><td rowspan="2">紙マニフェスト</td><td>発注者</td><td>（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日※以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。
（2）発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の収集運搬、処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処理が終了したことを当該通知により確認するものとする。</td></tr>
<tr><td>受注者</td><td>（1）受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から3日※以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに収集運搬が終了した旨を報告するものとする。
（2）受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日※以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。
（3）受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。
（4）受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した</td></tr>
</table>

			者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日※以内に、電子マニフェストを利用し、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 （5）受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 （2）発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
		受注者	（1）受注者は、産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの送付を受けなければならない。 （2）受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （3）受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （4）受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日※以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 （5）受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。 （6）受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	（1）発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 （2）発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。

		受注者	（1）受注者は、産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの送付を受けなければならない。 （2）受注者は、受託した産業廃棄物の収集運搬が終了したときは、収集運搬が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （3）受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者へ送付するものとする。 （4）受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。 （5）受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。 （6）受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。

※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

安全データシート ［SDS］

会　　社　日新理化産業株式会社　児玉工場
住　　所　埼玉県本庄市児玉町共栄字南共和 710 番地
担当部門　品質管理室
電話番号　0495-72-5551　FAX 番号　0495-72-4994

整理番号　SDS-100-05　　改訂　2015 年 4 月

水成膜泡消火薬剤 3%型　　型式番号　泡第 1～3 号

1．品名（化学品・商品名等）

フロロフィルムフォーム　3%型

2．危険有害性の要約

重要または特有な危険有害性　該当なし

本製品に PFOS は含有しておりません。

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体	：区分外

健康に対する有害性

急性毒性（経口）	：区分５
急性毒性（径皮）	：分類できない
急性毒性（吸入：ガス）	：分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	：分類できない
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	：分類できない
皮膚腐食性・刺激性	：区分３
眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性	：区分２A
呼吸器感作性	：分類できない
皮膚感作性	：分類できない
生殖細胞変異原性	：分類できない
発がん性	：分類できない
標的臓器・全身毒性（短回暴露）	：区分１(呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系)
標的臓器・全身毒性（反復暴露）	：区分１(肝臓、呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系)
吸引性呼吸器有害性	：分類できない

環境に対する有害性

水生環境有害性（急性）	：区分３
水生環境有害性（慢性）	：分類できない

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル

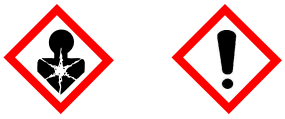

注意喚起語　；危険

危険有害性情報　；飲み込むと有害のおそれ
；軽度の皮膚刺激
；眼刺激
；遺伝性疾患のおそれ
；生殖または胎児への悪影響のおそれ
；呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系の障害
；長期または反復暴露による肝臓、呼吸器、心臓、中枢神経系の障害
；水生生物に有害

注意書き

安全対策　；環境に放出しないよう注意して取り扱うこと。
；取り扱い中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡（ゴーグル型）、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な個人保護具を着用すること。
；この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
；取扱い後はよく洗うこと。

応急処置　；飲み込んだ場合：口をすすぎ、気分が悪い時は医師に連絡すること。
；皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。衣類が汚染された時は直ちに全て取り除くこと。皮膚刺激が生じた場合は、医師に連絡すること。
；眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。医師の診断／手当てをうけること。

保管　；密閉容器に保管すること。熱源から離れた換気のよい場所で保管すること

廃棄　；内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること

２．組成、成分情報

単一製品・混合物の区別　；界面活性剤を含有する混合物

成分及び含有量

化学名又は一般名	濃度
①フッ素系界面活性剤	企業秘密
②炭化水素系　両性界面活性剤	企業秘密
③炭化水素系　非イオン界面活性剤	企業秘密
④炭化水素系　アニオン界面活性剤	企業秘密
⑤エチレングリコール	5～15%
⑥高級アルコール系溶剤	企業秘密
⑦防錆剤	企業秘密
⑧水	残部

官報公示整理番号（化審法）　；①、②、③、④非公開　⑤(2)-230　⑥(2)-422　⑦非公開
官報公示整理番号（安衛法）　；①～④整理番号なし　⑤№76　⑥～⑦整理番号なし
CAS 番号　；①、②、③、④非公開　⑤107-21-1　⑥112-34-5　⑦非公開
危険物有害成分　；含有しない

４．応急措置

吸入した場合　；空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要に応じて医師の診断／手当てを受けること。
皮膚に付着した場合　；多量の水および石鹸で洗い流す。必要に応じて医師の診断を受ける。
眼に入った場合　；水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。必要に応じて医師の診断／手当てを受けること。
飲み込んだ場合　；気分が悪い場合は医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護　；救助者は、ゴム手袋、ゴーグル等の適切な保護具を着用する。
医師に対する特別注意事項　；具体的な治療法が明確でない時は、日本中毒情報センターへ連絡する。

５．火災時の措置

消火剤　；粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水
使ってはならない消火剤　；情報なし
火災時の特定危険有害性　；燃焼ガスには、一酸化炭素等の有害ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特定の消火方法　；火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上からおこなう。
周囲の設備などに散水して冷却する。
関係者以外は安全な場所に退避させる。
消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な措置を行う。
消火を行なう者の保護　；消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項　；作業には、必ず保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。
多量の場合は、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項　；漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
除去方法　；少量の場合、吸着剤（土、砂、ウエス等）で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。

二次災害の防止策　；付近の着火源となるものを速やかに除くと共に消火剤を準備する。
床に洩れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。漏出物の上をむやみに歩かない。
火花を発生しない安全な用具を使用する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策　；取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

注意事項　；特になし

安全取扱い注意事項　；作業場の換気を十分行う。
保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

保管

適切な保管条件　；換気のよい場所で保管すること。密閉容器に保管すること。凍結を避ける。

安全な容器包装材料　；製品使用容器に準ずる。

８．暴露防止及び保護措置

設備対策　；蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

許容濃度

管理濃度　；設定されていない。

ACGIH　；　エチレングリコール　STEL C 100mg/m3、上限値、(ACGIH)

保護具

呼吸用の保護具　；必要により有機溶剤用防毒マスク。

手の保護具　；不浸透性（耐薬品、耐油、耐溶剤）保護手袋

眼の保護具　；側板付き保護眼鏡（必要によりゴーグル型保護眼鏡）

皮膚及び身体の保護具　；静電気防止加工長袖作業衣

適切な衛生対策　；取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

９．物理的及び化学的性質

物理的状態

形状　；液状

色　；淡黄色透明（20℃）

臭い　；わずかに特異な臭いを有する。

PH　；約 7.9（20℃）原液

物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲

沸点　；102℃
融点（流動点）　；－12.5℃以下
分解温度　；データなし
引火点　；測定不能（水配合品のため）
発火点　；データなし
爆発特性
爆発限界　；データなし
蒸気圧　；データなし
蒸気密度　；データなし
密度　；約 1.04ｇ/㎤（20℃）
溶解性
水溶解性　；水に可溶
溶媒溶解性　；データなし
オクタノール/水分配係数　；データなし
その他のデータ　；粘度；約 7.8ｃＳｔ（20℃）

１０．安定性及び反応性

安定性　；通常の取扱いでは、熱、光、衝撃に対して化学的に安定。
自己重合性はない。
反応性　；情報なし
避けるべき条件　；情報なし
避けるべき材料　；情報なし
危険有害な分解性生物　；蒸発乾固したものを燃焼した場合、一酸化炭素・フッ酸等の有害ガスを生成する可能性がある。
その他　；記載すべき情報はない。

１１．有害性情報

急性毒性
経口投与
（製品のデータ）　；情報なし
（成分のデータ）　；エチレングリコール　LD_{50}＝4,000-10,200mg/kg(ラット、CICAD 45)・３）
経皮投与
（製品のデータ）　；情報なし
（成分のデータ）　；エチレングリコール　LD_{50}＝10,600mg/kg(ラット、CICAD 45)・・・３）
蒸気吸入
（製品のデータ）　；情報なし
（成分のデータ）　；情報なし
粉塵／ミスト吸入
（製品のデータ）　；情報なし
（成分のデータ）　；情報なし

皮膚腐食性／刺激性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　CICAD 45(2002)記載のウサギ、モルモットを用いた皮膚刺激性試験結果「mild dermal irrition in rabbits and guinea-pigs」がある。・・・３）

眼に対する重篤な損傷性／刺激性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　ウサギを用いた眼刺激性試験結果の「エチレングリコール（液体又は蒸気）のウサギの眼への短時間暴露は角膜の永久傷害を伴わない結膜への刺激をもたらす」(CICAD 45 (2002))がある。・・・３）

呼吸器感作性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；情報なし

皮膚感作性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；情報なし

生殖細胞変異原性（変異原性）

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　CICAD 45(2002))の記述から、ラットの優先致死試験で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 invivo 変異原性試験（染色体異常試験/小核試験）で陰性である。・・・３）

発がん性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　IACGIH:A3(2001 年)；A4・・３）

生殖毒性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　CICAD 45(2002)の記述から、マウスの連続交配試験、ラットの催奇形性試験において、母毒性のない用量で児動物への影響（奇形、骨化遅延、未骨化）がみられているとの記述がある。・・・３）

特定標的臓器ー単回暴露

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　ヒトについて、「誤飲後 34 日以降に意識障害、痙攣、昏迷状態がみられ、血液科学的検査では尿素窒素、クレアチニン及び尿酸が増加、尿検査で蛋白尿及び血尿がみられ、腎障害が認められている。腎生検で尿細管に組織学的変化がみられている。また、肺の軽度なうっ血がみられた」「急性影響は 4 段階

に分けられる。まず暴露後 30 分から 12 時間後に起こる中枢神経系への作用、次に暴露 12-36 時間後に起こる心肺系への影響、さらに第１及び第２段階で死亡（エチレングリコール）を免れた者にみられる腎臓傷害、そして中枢神経系の変性である。」（CERI ハザードデータ集 97-24（1998））との記載があることから、標的臓器は中枢神経系、腎臓、心臓、呼吸器と考えられた。・・・３）

特定標的臓器－反復暴露

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　ヒトについて、「意識消失、眼球振とう」「軽い頭痛と腰痛、上気道の刺激」（環境省リスク評価書第 3 巻(2004))との記載があり、実験動物については「肺及び心臓に炎症性の変化」（環境省リスク評価書第 3 巻(2004))との記載があることから、標的臓器は中枢神経系、呼吸器、心臓と考えた。・・・３）

吸引性呼吸器有害性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；情報なし

１２．環境影響情報

生態毒性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；情報なし

残留性／分解性

（製品のデータ）　；BOD＝21100ppm、COD＝10600ppm（3.5%水溶液）・・・３）

（製品のデータ）　；エチレングリコール　；BOD による分解度：96%（既存化学物質安全性点検データ）・・・３）

生態蓄積性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；エチレングリコール　Log Kow＝0.83（PHYSPROP Database、2005）・・・３）

土壌の移動性

（製品のデータ）　；情報なし

（成分のデータ）　；情報なし

１３．廃棄上の注意事項

残余廃棄物　；焼却する場合、関連法規・法令遵守する。
廃棄する場合、内容物を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業

者や処分業者と契約し、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び関係法規・法令を遵守して、適正に処分する。

汚染容器・包装　；空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に廃棄物処理法（廃棄物及び清掃に関する法律）、及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

１４．輸送上の注意

国内法規制　；陸上輸送；消防法、労働安全衛生法等に定められている運搬方法に従う。
；海上輸送；船舶安全法に定められている運搬方法に従う。
；航空輸送；航空法に定められている運搬方法に従う。

国際法規制　；航空輸送はIATA及び海上輸送はIMDGの規制に従う。

国連番号　；適用されない

国連輸送名　；適用されない

国連分類　；適用されない

容器等級　；適用されない

海洋汚染物質　；非該当

輸送の特定の安全対策及び条件　；輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。
転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
タンクローリー等の荷役時には車止め、ホースの連結、必要に応じてアースを確実に行う。ホース内の残留物の処理を完全に行う。

１５．適用法令

国内適用法

化審法　；該当しない。

消防法　；該当しない。

安衛法　；通知対象物質№76「エチレングリコール」

毒劇物法　；該当しない。

船舶安全法　；該当しない。

航空法　；該当しない。

火薬取締法　；該当しない。

高圧ガス保安法　；該当しない。

化学物質管理促進法（PRTR法）；該当しない。

海洋汚染防止法　ばら積み運送　未査定物質　個別運送　該当しない。

１６．その他

引用文献　　１）「産業衛生学雑誌」(2009)(日本産業衛生学会)

２）「TLVs and BEIs」(2005)(ACGIH)

３）独立行政法人　製品技術基盤機構　GHS 分類データ

ここに記載された危険性・有害性の情報は当社の最新の調査・評価に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。化学物質の有害性には、予見できないこともあり、取り扱いには細心の注意を払って下さい。本品の適正な使用については使用者の責任において行って下さい。

発行変更履歴

作成日　　１９８９年０２月

改訂１　～　改訂３　省略

改訂４　　２０１１年０２月

改訂５　　２０１５年０４月　　以上

一般競争入札参加資格確認申請書

令和８年　　月　　日

(あて先)

川　崎　市　長

業　者コード　（　　）

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

令和８年１０月８日付けで公告された次の一般競争入札に参加を申し込みます。

１ 件　　名　　臨港消防署産業廃棄物収集運搬・処理業務委託

２ 履行場所　　臨港消防署　薬液タンク１槽
川崎市川崎区池上新町３－１－５

３ 業　　種　　業種「廃棄物関連業務」

４ 担当者及び連絡先

(1) 所属部署　：

(2) 担当者名　：

(3) 電話番号　：

(4) ＦＡＸ番号：

(5) 電子メール：

５　受付証明が必要な場合は、本書を複写してもう１部お持ちください。

質問書

令和８年　　月　　日

(あて先)

川　崎　市　長

業 者 コード

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職氏名　　印

１　件　　名

臨港消防署産業廃棄物収集運搬・処理業務委託

２　質問事項